

石橋議員（自民議連）

令和元年6月27日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）建国の歴史を教えることについて

現在、具体的にどのような学習形態や方法で我が国の成り立ち、建国の歴史について教えるよう各学校に指導しているのか、また、建国の歴史をどのように子供達に教えているのか併せて教育長に伺う。

（答）

学習指導要領においては、小学校では「神話や伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつ」よう指導すること、中学校では「神話や伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰(しんこう)やものの見方などに気付かせるよう留意すること」とされております。

県教育委員会といたしましては、学習指導要領に基づき、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚などを養っていくために、各学校において、社会との関わりを意識して様々な問題を追究・解決する学習が充実するよう指導しております。

実際の小学校・中学校の授業におきましては、「古事記(こじき)」、「日本書紀(にほんしょき)」、「風土記(ふどき)」などの中から、例えば、ヤマトタケルノミコトや神武(じんむ)天皇などの神話を取り上げ、それらを具体的に調べることを通して、国の形成について当時の人々のものの見方や考え方に関心を持つよう学習形態や方法を工夫して進めております。

高等学校では、「古事記(こじき)」や「日本書紀(にほんしょき)」などに含まれる神話や伝承などの様々な歴史資料に基づいて、古代の人のものの考え方や生活を捉えさせるとともに、我が国の形成の歴史について、理解と認識を深めるよう主体的な学びを進めているところでございます。